

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月21日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第4地割47番地
軽米町商工会 会長 中野 武夫

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町長 山本 賢一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：向井俊充、下坪秀司

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

本町は、岩手県の最北端に位置し、東に洋野町、南に久慈市と九戸村、西に二戸市、北に青森県の八戸市と南部町に隣接している。総面積は245.82平方キロメートル、周辺は標高550～850メートル程度の低い山に囲まれた丘陵地帯で、大半の集落及び田畑が200～300メートルの標高地帯に集中している。人口約8,000人の農業を基幹とした農山村である。町のほぼ中央を南北に流れる雪谷川と晴山地区を南北に貫流する瀬月内川が青森県境付近において合流し、新井田川となり八戸市を経て、太平洋に注いでいる。県都盛岡市までは103キロメートルで、行政関係は隣りの二戸市と密接な関係にあるが、国道340号及び東北自動車道八戸線により、青森県八戸市とは近年経済的な結びつきも密接である。地質は軽米地区火山層に、晴山地区第3紀層が交錯分布し青森県に走っている。また、古生層と相接し二戸市の第3紀層とも合している。洪積層は瀬月内川にやや大きな構成をなしている。この外、平坦地に若干の沖積層がある。古生層は地質系統中大部分を占め、岩手、下閉伊郡から発達して広く分布し前記の諸層とその間に連携している。

土性は瀬月内川、雪谷川流域火山地帯の軽米地区、晴山地区はいずれも砂壤土が多く、山田、沢里方面には壤土をみ、また、晴山地区には砂壤土が分布する。洪積層地帯では、いずれも腐植に富む壤土がほとんどを占め沖積層地帯においても一般に壤土が多く河岸に砂壤土を若干見受ける。

本町は、本県においても気候が不安定な地方で、特に冷害年の夏季における天候は異常低温、日照不足が連続する。すなわち、寒冷な北東風が三陸沿岸より襲来するため九戸郡北東部は、やませ風が霧の影響を受け、特に軽米、小軽米の東北部が平均気温摂氏9.3度、降水量は海岸部に比して少なく、1,000ミリメートル程度、降霜は晩霜の被害が多く、畑作地帯の本町にとっては致命的である。風速は一般に冬季から春季にかけて強く、風速10メートル以上の強風日数も冬季から春季にかけて多く、火山性土壌と有機質の欠乏した畑地の表土を飛散して土地産力を低下させる原因となっている。

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町の防災マップによると、町内中心部を流れる雪谷川に隣接する中心商店街（蓮台野、荒町、仲町、大町、新町、元屋町）において計画規模の場合最大3mの浸水が想定されており、また、想定最大規模によると最大10mまでの浸水被害に加え、河川付近においては川岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域とされている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町の防災マップによると、向川原、上館、車門地区等が土砂災害特別警戒区域となっている。当区域には商工業者は点在しているほか、隣接する市町村との往來のために通行する国道340号、395号の一部も土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地危険箇所該当しており、災害時における人流、物流への影響が懸念される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションが提供する地震ハザードカルテ2022年基準によると、今後30年間で震度5弱以上の地震が90%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

平成11年10月27日から2日間で発生した総雨量230mmの集中豪雨により、町中心部に横断する雪谷川が氾濫、平地一帯の浸水や土砂災害により全壊住宅25棟、床上浸水456棟、被害総額260億円に及び甚大な被害をもたらした。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症発生時のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れ

がある。

(2) 商工業者の状況

主な業種毎の商工業者数、小規模事業者数及び事業所の立地状況は下表の通りである。

業 種	商工 業者数	小規模 事業者数	事業所の立地状況
建設業	44	42	町内に広く分散
製造業	25	19	町内に広く分散
卸・小売業	94	72	中心商店街（蓮台野、荒町、仲町、大町、新町、元屋町）に集中
宿泊・飲食サービス業	22	18	中心商店街（蓮台野、荒町、仲町、大町、新町、元屋町）に集中
その他	113	98	町内に広く分散
合計	298	249	

(令和元年経済センサス)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①地域防災計画の策定

町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 26 年法律第 223 号）に基づき軽米町防災会議が作成する計画で、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定している。

②新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等の発生による町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき軽米町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。

2) 当会の取組

①災害時における会員被災状況の調査

これまで、平成 11 年の集中豪雨や平成 23 年の東日本大震災を始め、豪雨、豪雪、地震等異常な自然現象によって被害が予見される場合、巡回等により会員事業者の被災状況を調査するとともに岩手県商工会連合会、軽米町等との情報共有に努めている。

②各種保険の加入促進及び保険個別相談会の開催

経営者や従業員のケガ・病気始め、休業、P L、自然災害等を補償するための各種共済保険の推進を行っている。また、岩手県商工会連合会やジブラルタ生命保険(株)等と連携した保険契約の個別相談会も開催し、共済保険を通じた個別具体的なリスク対策を推進している。

③事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者に対して、国が発行する事業継続力強化計画認定制度に関するチラシ等を配布し、防災・減災の事前対策の重要性や、優遇策を含めた制度の周知を行っている。

II 課題

小規模事業者の防災・減災対策支援に関する課題は以下の通り。

(1) 事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定推進強化

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないことから、発災時に備え、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

事業者に影響を与えかねない災害として、自然災害とともに、感染症に対しても対策を講じる必要がある。大半の事業者は基本的な感染防止対策について実施しているが、感染症まん延などの緊急事態に遭遇した場合に備え、これらのリスクも踏まえたBCP計画策定を推進する必要がある。

(2) 経営指導員等の資質向上

事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の策定に関する一定レベル以上の指導・助言等を行うことが求められる。

(3) 関係機関との連携体制の確立

上記に加え、専門家や共済保険会社等と連携し迅速かつ適切に相談対応できる仕組みづくりや、自然災害等が発生した場合における地区商工業の被害状況の把握及び地方公共団体等との情報共有や連携体制を構築する必要がある。

III 目標

(1) 事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定推進強化

事前対策の必要性を周知することで町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させるとともに、リスクの軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講じ、対策の実効性を確保するための取組により事業継続力強化を図る。

(2) 関係機関との連携等による事前対策並びに応急・復興支援体制の強化

発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築するとともに、専門家や損害保険会社等との応急対応ルートの構築により発災後、速やかな応急・復興支援ができる体制を構築する。加えて、組織内における体制も整備するとともに小規模事業者と関係機関とのパイプ役として求められる基礎的知識を習得する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年2月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

軽米町地域防災計画及び軽米町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①ハザードマップ等によるリスクの周知

町内小規模事業者に対する巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事後休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②広報等による啓発活動

会報やホームページ、町広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例や有用性等の紹介を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険の紹介等を実施する。

【商工会が取り扱うリスク軽減のための損害保険等】

リスクの種別	対象事例
経 営	経営者及び従業員等のけが、病気、死亡等
休 業	傷病、火災・地震等での建物等損害による休業補償
財 産	火災、風災、水災等による建物等の損害補償
賠償責任	生産物に起因する事故、業務中の事故等
労災事故	労災、ハラスメント等による損害賠償
自 動 車	自動車事故

④新型インフルエンザ等感染症に関する周知

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施するとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

(別添参照)「軽米町商工会危機管理マニュアル」(令和5年11月作成)。

3) 関係団体等との連携

連携する損害保険会社等から専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

また、感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施するとともに関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況等について定期的に確認し進捗状況を把握する。また、当会と町当局で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(平成11年集中豪雨及び平成23年東日本大震災地震クラス)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告する

町の防災計画及び当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間
軽米町産業振興課 商工観光担当	【職員】発災後2時間以内に緊急連絡網にて確認
軽米町商工会	【職員】発災後2時間以内に安否確認システム等にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話等にて確認 【役員】1日以内に電話等にて確認 【会員】5日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
軽米町産業振興課商工観光担当	担当課長	主任主査
軽米町商工会	事務局長	上席の経営指導員

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、軽米町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会と当町との間で、安否確認結果や、被害状況、被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

【被害規模の目安】

被害規模	被害の目安	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日2回共有する
1週間～1カ月	1日1回共有する
1カ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める
- ・当会と関係機関で自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく

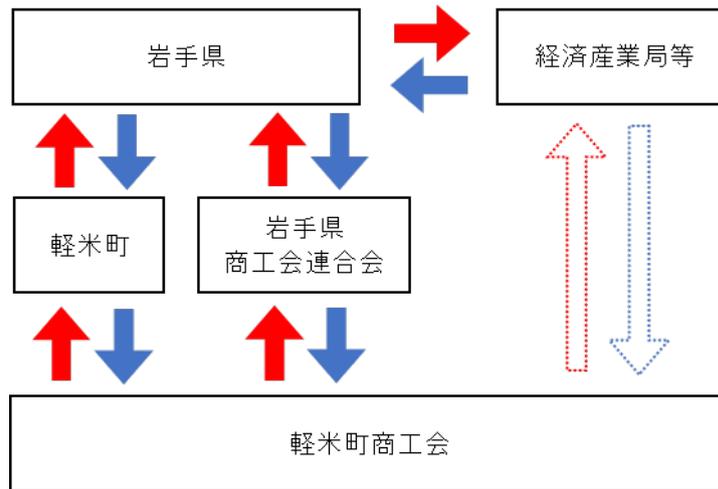
【商工会災害状況報告システムにおける調査項目】

項目	内容
会員名	会員名を入力
地区名	地区名を入力
被害状況	あり、なし
人的被害状況	経営者、家族、従業員
	軽傷、重症、行方不明、死亡
物的被害状況	店舗工場、社長自宅
	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失
	商品、機械、器具備品、車輛
被害額	被害額を入力

備考	その他必要な情報を入力
写真	画像ファイルアップロード
報告者	報告者名を入力

当会と当市が共有した情報を、岩手県が指定する方法にて当会または当市より岩手県へ報告する。※感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づく

【連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 1) 被害状況の把握
地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 2) 相談窓口の設置
安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 3) 相談窓口の開設
相談窓口の開設方法について、軽米町と相談する（国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 4) 被災事業者施策の周知
応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 5) 感染症対応
感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 1) 復興支援方針の決定
県及び町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 大規模被災時の対応
被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

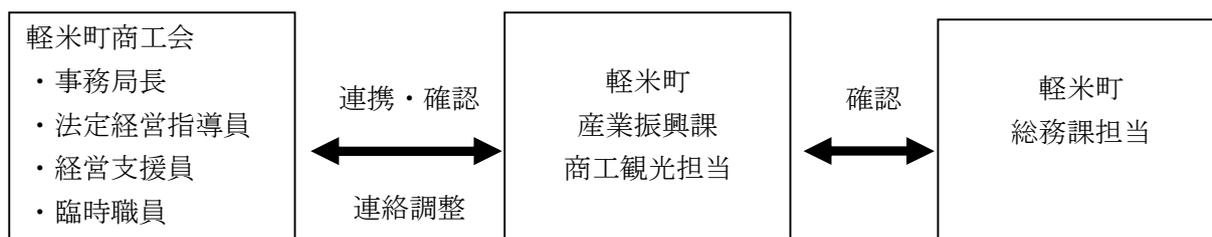
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：向井俊充、下坪秀司(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知を始め事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

〒028-6302

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第4地割47番地

軽米町商工会

TEL: 0195-46-2711 / FAX: 0195-46-3459

E-mail: karusho@rnac.ne.jp

②関係市町村

〒028-6302

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地

軽米町 産業振興課商工観光担当

TEL: 0195-46-2111 / FAX: 0195-46-2335

E-mail: sangyoshinkou@town.karumai.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、軽米町補助金、岩手県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

